

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等に基づく道税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・北海道は、地方税に関する事務を行うため、「道税総合情報処理システム」を使用している。
- ・当該システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「北海道情報セキュリティ基本方針」及び「北海道情報セキュリティ対策基準」の遵守を徹底している。
- ・内部による不正利用の防止のため、税務職員は地方税法により守秘義務が課されており、パスワードにより操作者を限定、追跡調査のため更新履歴の保存、更新業務の限定、端末機はICカードにより、データを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

北海道知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年8月25日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び特別法人事業税に関する事務			
②事務の内容 ※	<p>北海道税に係る次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各税の課税要件となる課税標準額、取得年月日、減額事由等の課税情報の更新処理 ・各税の収入履歴の更新処理及び道税決算処理 ・各税の督促状及び各種催告書に係る処理 ・道税過誤納還付金、税関係交付金の対象者の選定、算定処理 ・納税義務者の氏名、方書、電話番号のあて名情報のリアルタイム処理 ・納税通知書、支払通知書、税関係郵便物及び納税証明書の作成処理 ・各種計数管理 ・電子申告に係る処理 ・徴収(滞納)管理 			
③対象人数	[30万人以上]	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	道税総合情報処理システム			
②システムの機能	<p>北海道税の賦課徴収に関する電算処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道税あて名システム: 納税者のあて名情報の管理業務を行う。 ・各課税システム: 法人二税、道民税利子割、個人事業税、不動産取得税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉱区税、軽油引取税、免税軽油、道民税配当割、道民税株式割、循環資源利用促進税の課税業務を行う。 ・徴収・徴収管理システム: 収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務を行う。 ・共通システム: 道税あて名システム、各課税システム、徴収・徴収管理システムに共通するコードやメッセージの管理業務を行う。 ・滞納管理システム: 催告、財産調査、滞納処分、納税相談等の滞納管理業務を行う。 ・徴収嘱託システム: 市町村税の滞納管理業務を行う。 			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国税連携システム)	

システム2~5

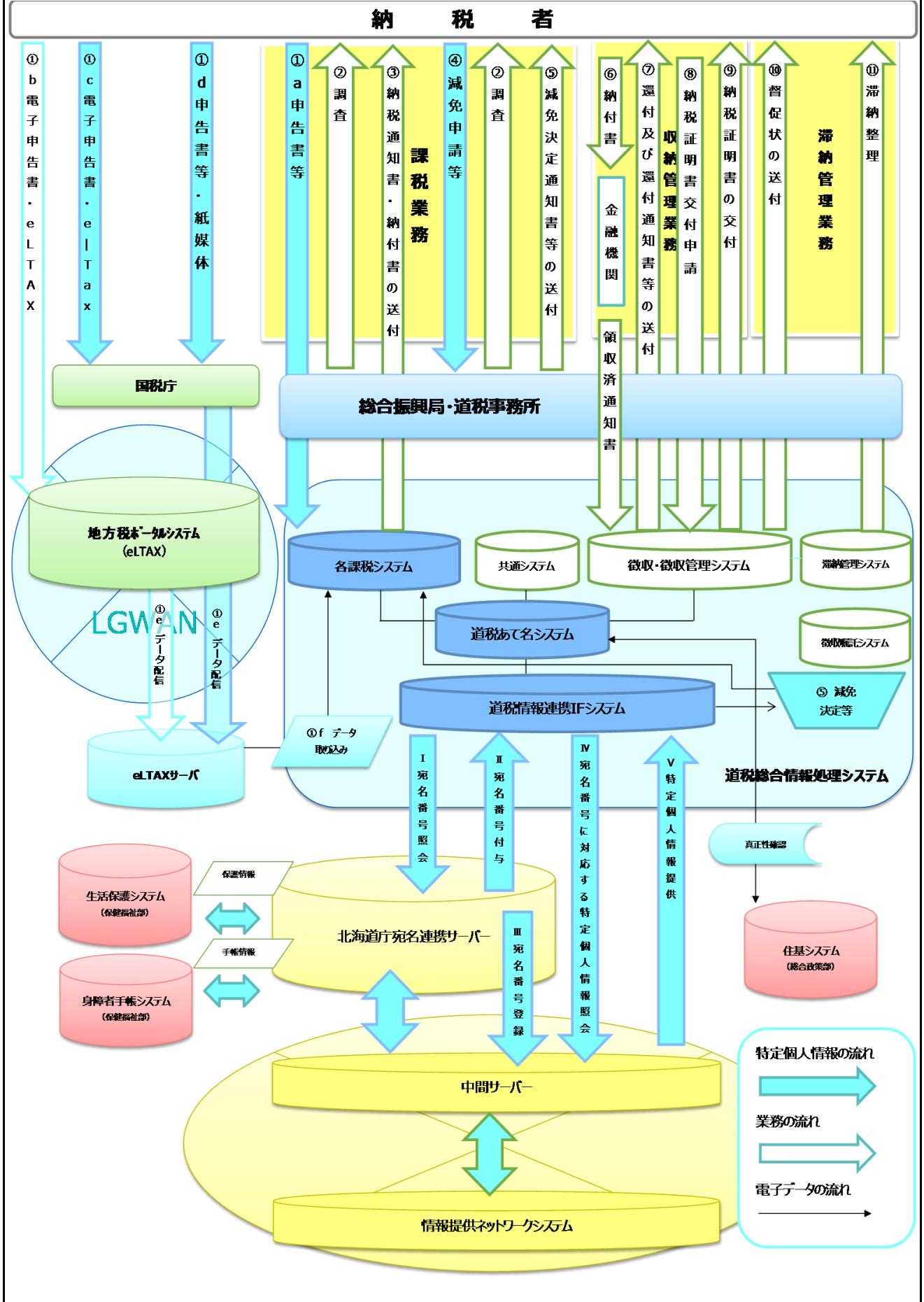
システム2				
①システムの名称	北海道庁宛名連携サーバー			
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けして保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。 5. 個人番号と既存業務システムで使用される個人を識別する管理番号を紐づけて保存・管理する機能。 6. 保有する既存業務システムの管理番号を通知する機能。 			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (中間サーバー)	

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>※1 セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能：セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（※都道府県サーバ部分について記載）
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供 : 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別をいう。以下同じ。）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 : 代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月以降は地方税共同機構によって運用されている。 ・当該システムを使用することで、道は法人からの電子申告を受信したり国税庁とのデータ連携(国税連携)を行うことが可能となるが、このうち国税連携機能においては、国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受け付けられ、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、eLTAXサーバに転送される仕様となっている。 ・このほか所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能が実装されている。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	道税情報連携IFシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携に必要な宛名番号を北海道庁宛名連携サーバーに照会し、それを受領する機能。 ・北海道庁宛名連携サーバーが保管・管理している既存業務システムの管理番号を照会し、それを受領する機能。 ・北海道庁宛名連携サーバーから入手した宛名番号又は管理番号を用いて、中間サーバ又は庁内の既存業務システムに対し、対応する特定個人情報を照会し、それを受領する機能。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (身体障害者手帳等発行システム、精神障害者業務支援システム、生活保護) (電算処理システム、中間サーバー)</p>
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
道税総合情報処理システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○道税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため ・障害者関係情報、生活保護関係情報、道府県民税課税情報により道税の減免事務等を効率化するため
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○道税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、公平・公正な課税につながる。 ・情報連携により、番号法令により定められた事務手続の際に添付書類を省略できる等、納税者負担の軽減が図られる。 ○特定個人情報ファイルを利用することにより ・個人事業税の減免事務において身体障害者情報及び生活保護受給情報の把握が可能となる。 ・狩猟税登録申請時において、個人番号の届け出を受けた場合に、個人道民税に関する証明書の提出が不要となる。 等、公平・公正な課税事務、納税者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び99の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第15号 別表第二の28の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道総務部財政局税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

<課税業務>

番号	行為者	内容
① a	納税者	紙による道税に係る申告書等の提出、受付、道税総合情報処理システムへの入力
b	納税者	eLTAXによる道税の電子申告等
c	納税者	e-Taxによる国税の電子申告等
d	納税者	紙による国税に係る申告書等の提出
e	地方税共同機構	eLTAXを介した所得税申告書データ等の配信
f	北海道	申告データ等の取り込み
②	北海道	必要に応じ、申告内容等の調査
③	北海道	納税者に対する納税通知書及び納付書の送付
④	納税者	道税に係る減免申請書等の提出
⑤	北海道	減免要件等の確認がされたものに係る減免決定通知書等の送付

<収納管理業務>

番号	行為者	内容
⑥	納税者（金融機関）	納税（金融機関から納税済通知書の送付）
⑦	北海道	還付金及び還付関係書類の送付
⑧	納税者	納税証明書の交付申請
⑨	北海道	⑧に係る納税証明書の交付

<滞納管理業務>

番号	行為者	内容
⑩	北海道	督促状の発付
⑪	北海道	滞納整理

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
道税総合情報処理システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2. 基本4情報及び連絡先: ①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報: 地方税関係情報により税の軽減を行うため 5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月
⑥事務担当部署	北海道総務部財政局税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人									
	[○] 評価実施機関内の他部署	(福祉援護課、障がい者保健福祉課、市町村課)								
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(税務署(国税庁))								
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(市町村、他の都道府県)								
	[] 民間事業者	()								
②入手方法	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ								
	[] 電子メール	[○] 専用線 [○] 庁内連携システム								
	[○] 情報提供ネットワークシステム									
	[○] その他	(総合行政ネットワーク(LGWAN)、国税連携システム(eLTAX))								
③入手の時期・頻度	○国税庁からのeLTAXによる入手 ・所得税の確定申告書については、2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。									
	○窓口等における入手 ・申告及び届出については、申請等を受け付けた都度入手する。									
	○市町村又は庁内他部署等からの入手 ・事務上、納税者の特定が必要な都度入手する。									
④入手に係る妥当性	○国税庁からのeLTAXによる入手 ・個人事業税の定期課税を行うため、税務署(国税庁)からeLTAXを経由して、電子記録媒体により税務システムへ前年分所得税確定申告書の情報を入手している。(地方税法第46条第5項、第72条の59第1項)									
	○窓口等における入手 ・新規の申告又は届出等については、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。(番号法第9条第1項別表第一の16)									
	○市町村又は庁舎内他部署等からの入手 ・申告書等受理後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。									
	・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、道税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。									
⑤本人への明示	・特定個人情報である個人番号や基本4情報等の入手については、基本的に本人から入手をする。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。また、他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステム(中間サーバー及び北海道庁宛名連携サーバー)を通じた入手を行うことは番号法に明示されている。									
	⑥使用目的 ※	道税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化								
	変更の妥当性									
⑦使用の主体	使用部署 ※	北海道総務部財政局税務課、各総合振興局等税務所管課、各道税事務所								
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[500人以上1,000人未満]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[500人以上1,000人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[500人以上1,000人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	<p>I 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。</p> <p>II 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</p> <p>III 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。</p> <p>IV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。</p>
情報の突合 ※	<p>○ I 課税管理に関する事務 ・道税の軽減等を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・道税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○上記 I ~ IIIに係るIV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の団体(市町村)庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>
情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者に対する税の減額決定を行う。 ・生活保護者に対する税の減額決定を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	道税総合情報処理システム電算処理業務等委託		
①委託内容	オンライン業務、センタ処理業務、申告書等処理業務、入力媒体作成業務、コレートアンドディタッチャー処理業務、CD-ROM作成業務、プログラム作成業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	道税に係る納税者及び課税調査対象者		
その妥当性	システムの構築及び運用業務で実績がある委託先は、道税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している本システムの運用管理を行うため、道税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。		
③委託先における取扱者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には契約結果を北海道ホームページにおいて公表している。		
⑥委託先名	株式会社 HBA(令和5年度)		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> <input type="checkbox"/> 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		

移転先2～5															
移転先6～10															
移転先11～15															
移転先16～20															
6. 特定個人情報の保管・消去															
①保管場所 ※	<p><道税総合情報処理システムにおける措置> ・セキュリティーゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(ICカード認証及び顔認証による入退室制限の実施、1枚のICカードにより複数人の入退室があった場合、警報と自動ロックが作動、カメラにより24時間監視)を行っている区画に設置したサーバ内に保管。</p>														
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
③消去方法	その妥当性	<p>道税の賦課・徴収に関する訴訟等に対応するため、過去の記録を保存する必要がある。 ※地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年</p>													
7. 備考															
<p><国税連携システム(eLTAX)の受信サーバーにおける特定個人情報の保管・消去></p> <p>①保管場所:国税連携システムの受信サーバー内(サーバー設置場所は税務システム等他のサーバーと同じ) ②保管期間:2年 ③消去方法:操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去</p>															

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

●道税システム全記録項目 : 3,138項目

【あて名(一般税)】記録項目 : 30項目

＜あて名＞

事務所コード,あて名No.,漢字氏名(スペース詰め),カナ氏名(スペース詰め),住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,例外表示,方書,方書補記区分,郵便番号,組織,組織コード,組織表示,生・設年月日,漢字氏名,漢字氏名補記区分,カナ氏名,カナ氏名補記区分,作成年月日

＜徴収原簿＞

税目コード,事務所コード,原簿番号,納稅義務者区分,電話番号,登録年月日

【法人道民税、法人事業税】記録項目 : 286項目

＜あて名＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,追加コントロール,最大通番,現況,転出,転入,抽出,本・送不同一,旧(新)法人番号サイン,送付先補記,抽出本府1,抽出本府2,抽出本府,設立年月日,決算期,税理士,業種,市町村,代表者名,メモ情報,納稅者ID,プレプリント作成フラグ,旧(新)法人情報,旧(新)法人KEY,旧(新)事業年度終期,旧(新)調定年月日,追加型式1,市町村,郵便番号,送付先住所

＜基本＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,課税区分,法人種別,抽出区分,分割区分,資本(出資)金額,資本積立金額,事業年度始期,事業年度終期,非課税,課税免除,現況,決定年月日,延長CD,申告期限延長月数,年月日,法定納期限,最新調定通番,分割基準,分割県数,確定不申告不徴収,確定申告有無,国税処理有無,減免申請フラグ,バッチサイン,所得計算の所得金額,法人税の所得金額,受取配当金額,繰越欠損金額,欠損繰戻し還付金額,法人税額(土地譲渡),控除税額,外形フラグ,連結コード,連結後決算期コード,支店等設置サイン,追加有無,支店等設置(廃止)フラグ

＜道民税＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,調定通番,削除フラグ,取消通番,連番,区分,申告,申告年月日,調定年月日1,電子申告サイン,税率,移管,均等割,均等割税率,均等割月数,是認年月日,チェックサイン,道民税額,均等割額,調定年月,課税標準となる法人税総額,課税標準となる法人税本道分,法人税割額,納付すべき法人税割額,均等割額,納付すべき均等割額,利子割控除額,利子割還付額,控除しきれなかった金額,調定年月日2,申告基礎年月日,不足納期限,国税処理,国税処理,国税処理年月日,利子割還付過大な時の納付額,外国法人控除額,仮装経理に基づく控除額,中間歳出還付(税額),決算後減(税額),中間歳出還付(均等割),決算後減(均等割),重加対応額,租税条約に係わる控除額,利子割控除額

＜事業税＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,調定通番,削除フラグ,取消通番,加算金調定通番,加算金削除フラグ,加算金取消通番,連番,申告区分,申告年月日,調定年月日1,是認状況CD(所得割),国税不徴収,国税処理有無,移管サイン,所得税率,収入金税率,是認年月日(所得割),事業税額チェックサイン,調定年月,電子申告サイン,所得総額,年400万以下,年800万以下,年800万を越える,収入総額,収入本道分,合計事業税額,納付すべき事業税額,重加対応額,申告基礎コード,申告基礎年月日,不足税額納期限,過少不申告コード,国税不徴収,重加コード,国税不徴収,国税処理コード(所得割),国税処理年月日(所得割),仮装経理に基づく控除額,過少又は不申告加算金,重加算金,中間歳出還付額,決算後減額,過少又は不申告加算金還付,重加算金還付,過少対象税額,租税条約に係わる控除額,是認年月日(收入割),是認年月日(付加価値割),是認年月日(資本割),国税処理コード(收入割),国税処理コード(付加価値割),国税処理コード(資本割),国税処理年月日(收入割),国税処理年月日(付加価値割),国税処理年月日(資本割),是認状況CD(收入割),是認状況C,D(付加価値割),是認状況CD(資本割),所得割税額,収入割税額,付加価値割税率,付加価値額総額,付加価値額総額(本道分),付加価値額(税額),資本割税率,資本割総額,資本割総額(本道分),資本割(税額),納付すべき所得割の金額,納付すべき収入割の金額,納付すべき付加価値割の金額,納付すべき資本割の金額,決算後減額(所得割),決算後減額(收入割),決算後減額(付加価値割),決算後減額(資本割),中間歳出還付額(所得割),中間歳出還付額(收入割),中間歳出還付額(付加価値割),中間歳出還付額(資本割),所得割に係る特別税(課標),収入割に係る特別税(課標),所得割に係る特別税(税額),収入割に係る特別税(税額),合計地方法人特別税額,仮装経理特別税額の控除額,租税条約特別税額の控除額,申告納付すべき地方特別税額,税率(特別税額・所得割),税率(特別税額・收入割),決算後減額(特別税額),中間歳出還付額(特別税額),過少・不申告(特別税額),重加算金(特別税額),過少又は不申告(特別税額),重加算金(特別税額),過／不加算金還付(特別税額),重加算金還付(特別税額),過少対象税額(特別税額)

＜分割明細＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,連番,申告区分,申告年月日,分割基準,分割県数,事業税1総数,事業税1本道分,事業税2総数,事業税2本道分,道民税総数,道民税本道分,総数,鉄道又は軌道

＜所得明細＞

事務所,法人番号,基本通番,レコード識別,追加通番,連番,申告区分,申告年月日,損金の額に算入した所得金額,中小企業等繰入,海外投資等繰入,技術等特別控除額,損金の額外国法人税額,社外流出による益金算入額,非適格譲渡利益,中小企業等戻入,海外投資等戻入,外国法人税額(所得以外),外国法人税額(所得),留保所得に・算入された額,外国事業に帰属する所得,特定目的支払配当損金算入,特定信託分配損金算入,非適格譲渡損失,新聞業,新聞送達業,学術研究等の出版業,教育映画制作事業,新聞広告取扱事業,教科書供給事業,一般放送事業,林業,鉱物の採掘事業,社会保険等医療,農事組合事業,繰越欠損金等災害損失金,私財提供等欠損金当期控除額,所得金額再差引計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【道民税利子割】記録項目: 75項目

<特別徴収義務者>

税目コード,事務所コード,特別徴収義務者番号,種類,申告納入区分,電話番号,金融機関種別コード,メモ,現況コード,異動年月日,異動連番,災害納期延長(自),災害納期延長(至)

<利子種類>

利子種類

<申告年月>

申告年月

<申告明細>

利子等の種類,課税標準額,税額,更正決定課税標準額,更正決定税額,申告納入区分,調定通番,差引課税標準額,差引税額,利子種類件数

<調定年>

調定年

<申告歴>

事務所コード,特別徴収義務者番号,申告年月,申告書区分,利子種類コード,調定通番,調定年月,申告処理区分,申告年月日,調定年月日,調査年月日,納期限,加算金決定通知の日,加算金の納期限,更正・決定通知の日,更正・決定の納期限,課税標準額合計,税額合計,非課税,非課税支払額(非),非課税支払額(他),加算金コード,期別区分,加算金不徴収コード,過少申告率,過少申告金額,不申告率,不申告金額,重加算金率,重加算金金額,取消区分,取消通番,訂正区分,訂正年月,最小種類,処理年月日,整理番号,調定件数,決算コード,元申告区分,過少申告率1,過少申告金額1,過少申告率2,過少申告金額2,更正決定課税標準額合計,更正決定税額合計,差引税額合計,更正請求年月日,決算後減額

【道民税配当割、道民税株式譲渡所得割】記録項目: 73項目

<特徴者情報>

税目コード,事務所コード,原簿番号,特徴者番号,決算月,業種,連絡先名称,連絡先名称補記,組織コード,組織表示,住所コード,番地方書,番地方書補記,郵便番号,連絡先電話番号,メモ,廃止年月日,廃止理由,異動年月日,更新年月日,作成年月日

<課税情報>

税目コード,事務所コード,原簿番号,調定通番,申告年月,調定通番,取消区分,取消通番,調定区分,調定年度,期別,調定年月日,申告年月日,申告書区分,通知年月日,納期限,延長納期限,処理年月日,更正・決定,調査年月日,更正請求年月日,種類,課税標準額,正当税額,既納税額,差引課税標準額,差引税額,非課税,還付支払金額,還付税額,合計課税標準額,合計税額,合計既納税額,合計差引課税標準額,合計差引税額,加算金不徴収サイン,加算金種別,加算金元調定区分,加算金元調定通番,加算金,加算金基礎税額,加算金税率,加算金算出額,加算金通知日,加算金納期限,還付税額,還付既納税額,還付差引課税標準額,還付差引税額,特徴者番号,更新年月日,作成年月日

【個人事業税】記録項目: 106項目

<あて名>

事務所,原簿番号,所得年,通番,業種(主)コード,業種(主)税率,業種(兼)コード,業種(兼)税率,减免,非課税,分割区分,申告区分,課税処理区分,開業年月日,廃業区分,廃業年月日,開業月数,廃業月数,力ナ屋号,漢字屋号,市町村コード,営業先郵便番号,営業先住所,営業先電話番号,納貯組合,課税処理区分,メモ情報,旧原簿番号

<基本>

事務所,原簿番号,所得年,通番,業種(主)コード,業種(主)税率,業種(兼)コード,業種(兼)税率,課税免除区分,非課税,分割区分,申告区分,課税処理区分,開業月数,廃業月数,専従者人数,損害割合,従業員総人数,従業員本道分人数

<課税>

事務所,原簿番号,所得年,調定通番,課税年度,課税区分,削除フラグ,訂正通番,調定年月,調定日,所得金額,青色申告控除額,青色事業専従者給与額,事業専従者控除額,海外市場準備金(加算),海外市場準備金(減算),非課税事業所得金額,事業所得以外の所得金額,差引所得金額,損失の繰越控除額,被災事業の損失繰越控除額,事業用資産譲渡損失控除額,事業用資産譲渡損失繰越控除,旧非課税事業所得額,旧非課税事業控除額,兼業事業所得(第1種),兼業事業所得(第2種),兼業事業所得(第3種)3%,兼業事業所得(第3種)5%,分割(道外本店)課税標準額,事業主控除前の所得額,事業主控除額,所得控除額合計,課税標準額,当初課税額,課税免除コード,課税免除額,免除申請日,减免コード1,减免額1,减免コード2,减免額2,减免額合計,課税額,既納付税額,調定税額,決算後減額,納付税額,納期,納税額,納期日,課税区分,発付年月日,国税処理日,課税月数,業種(主)コード,業種(主)税率,業種(兼)コード,業種(兼)税率

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【鉱区税】記録項目 : 108項目

<鉱区税>

鉱区登録番号,鉱種名,鉱区の所在地,登録年月日,登録面積(登録距離),変更年月日,延長回数,存続期間(自),存続期間(至),減額取消理由,課税・非課税区分,課税保留区分,年月日,減免月数,メモ,発付区分,送付区分,漢字氏名,補記,組織,表示,住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,方書,補記,郵便番号,編集住所,電話番号,異動年月日,異動理由,共同者数,石炭合理化措置法

<原簿>

税目,事務所コード,原簿番号,原簿取消区分

<課税歴>

課税元年度,税目,事務所コード,原簿番号,調定通番,業種区分,調定区分,調定年月日,発付年月日,納期限,納期限変更区分,課税区分,課税面積,税率,税率コード,課税月数,税額,差引増減額,取消区分,取消通番,異動年月日,登録面積,算出減,石炭合理化措置法,課税年度,調定年月(出納整理判定用),決算後減額,鉱区登録番号,鉱種名,鉱区の所在地,登録年月日,登録面積(登録距離),変更年月日,延長回数,存続期間(自),存続期間(至),減額取消理由,課税・非課税区分,課税保留区分,年月日,減免月数,メモ,発付区分,送付先情報,送付区分,漢字氏名,補記,組織,表示,住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,方書,補記,郵便番号,送付先郵便番号予備,編集住所,電話番号,異動年月日,異動理由,共同者数,石炭合理化措置法

【不動産取得税】記録項目 : 172項目

<原簿番号>

税目,徵収原簿番号,登録日,更新年月日

<課税客体>

年度期別,年号,所在地住所コード,所在地丁目,家屋番号(地番),自治省市町村コード,マンション名,部屋番号,不動産区分,用途・地目,建築区分,構造,建床面積・地積,延べ床面積,戸数,敷地権分子,敷地権分母,建築確認申請年月日,しようよう状況,建築年月日,マンション,事務所,建壳番号,マンション番号,タイプ番号,取得区分,取得年月日,取得原因,取得金額,中間登記把握区分,申告要否区分,申告書発付日,申告書受理日,評価区分,税務署コード,整理No.,贈与者名,メモ,法人区分,客体状況,決定年月日,除去理由,控除適用有無,登録日,更新年月日,決定フラグ,振興局発送

<調定>

調定通番,評価種別,旧価格,構造,用途,あん分床面積,1m²再建築費評点数,再建築評点数,補正率1,補正率2,1点当たり価格,決定価格,決定価格計,税率コード住宅部分,税率コード住宅以外,税率コード不均一課税,住宅部分面積,住宅部分あん分決定価格,住宅部分控除理由,住宅部分控除額,住宅部分住宅控除理由,住宅部分住宅控除額,住宅部分住宅全額控除件数,住宅部分住宅控除一部件数,住宅部分免税点失格,住宅部分控除後免税点失格,その他部分面積,その他部分あん分決定価格,その他部分控除理由,その他部分控除金額,その他部分免税点失格,その他部分控除後免税点失格,不均一課税面積,不均一課税あん分決定価格,不均一課税控除理由,不均一課税控除金額,不均一課税全額控除件数,不均一課税一部控除件数,持分免税決定価格,持分免税决定面積,持分免税課税標準,持分免税課標面積,減額前の3%課税標準額,減額前の4%課税標準額,減額前の0.4%課税標準額,減額前の3%課標算出減,減額前の4%課標算出減,減額前の0.4%課標算出減,減額前の3%税額,減額前の4%税額,減額前の0.4%税額,減額前の3%税額算出減,減額前の4%税額算出減,減額前の0.4%税額算出減,減額前の3%減額等調定区分,3%減額等理由,3%減額等額,4%減額等調定区分,4%減額等理由,4%減額等額,0.4%減免等調定区分,0.4%減免等理由,0.4%減免等額,途中の3%税額算出減,途中の4%税額算出減,途中の0.4%税額算出減,減額後の3%税額,減額後の4%税額,減額後の0.4%税額,減額後の3%税額算出減,減額後の4%税額算出減,減額後の0.4%税額算出減,今回までの課税標準額,今回までの税額,前回までの課税標準額,前回までの税額,今回課標,今回調定額,課税分3%課税標準額,課税分4%課税標準額,課税分0.4%課税標準額,課税分3%算出減,課税分4%算出減,課税分0.4%算出減,調定区分,申請日,不均一課税理由,調定増減区分,課標,調定額,訂正通番,訂正課税区分,訂正済サイン,課税事務所,歳入年度,法定納期限,月変更,本来の調定年月,入力時調定状況,調定状況,調定年月日,通知書発付年月日,大口区分,納期限変更区分,変更納期限,確定日,徵収猶予,徵収猶予申請日,徵収猶予決定日,徵収猶予理由,徵収猶予始期,徵収猶予終期,徵収猶予額,徵収猶予取消,徵収猶予取消日,徵収猶予面積,徵収猶予筆数,電算処理前,登録日,更新年月日,延長決定日

【間税三税】記録項目 : 614項目

<原簿>

税目,徵収原簿番号

<登録事項(共通)>

税目,徵収原簿番号,事務所コード,カナ索引用屋号,納税者詳細区分,業態,課税発生年月日,旧徵収原簿番号,開業年月日,廃業理由,廃業年月日,担当区分,法人代表者氏名,申告書送付先区分,メモ,調査種別1,調査年月1,結果(是)1,結果(更)1,結果(決)1,調査種別2,調査年月2,結果(是)2,結果(更)2,結果(決)2,調査種別3,調査年月3,結果(是)3,結果(更)3,結果(決)3,市町村コード,新規異動年月日,修正異動年月日,登録年月日,更新年月日

<登録事項(道たばこ税)>

組織コード,組織表示区分,事務所名称,代表者氏名,電話番号,住所コード,丁目,番地,地方書,番地,地方書補記区分,郵便番号,事業者コード,小売機関有無区分,営業区域,登録許可年月日,廃止取消年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<登録事項(ゴルフ場利用税)>

ゴルフ場名称,支配人氏名,電話番号,住所コード,丁目,番地方書,番地方書補記区分,郵便番号,等級,等級決定年月日,ホール数,軽減税率適用区分,施設種類,算定基礎利用料金,利用料金,平日利用料金,土曜利用料金,日祭利用料金,会員利用料金,付帯利用料金,付帯外利用料金,キャディー利用料金,例外区分,コースの延長距離,ゴルフ場の総面積,面積市町村コード1,面積1,面積市町村コード2,面積2,面積市町村コード3,面積3,面積市町村コード4,面積4

<登録事項(軽油引取税)>

組織コード,組織表示区分,事務所名称,代表者氏名,委任状有無区分,電話番号,住所コード,丁目,番地方書,番地方書補記区分,郵便番号,本店所在地,事務所数,本支店区分,事業者コード,交付金交付先番号,石協コード,仮特約指定年月日,特約指定年月日,免税業種,関係元売業者,元売業者1,元売業者2,元売業者3

<行為年月>

行為年月,休業,休業区分,休業開始日,休業終了日,休業申請年月日,登録年月日,更新年月日

<調定履歴(共通)>

調定通番,申告書様式,調定年度,調定年月,調定区分,調定年月日,調定番号,加算金R区分,対象調定通番,対象調定区分,被取消区分,当初申告情報,申告期限,申告年月日,期内申告区分,月変更区分,延長納期限,調査種別,調査年月日,決議年月日,申告は認年月日,更正決定等,修正申告等年月日,告知書等発付日,返戻等区分,納期限,確定課税標準,確定税額,確定過少申告加算金,確定不申告加算金,確定重加算金,課税標準,税額,税額調定件数,加算金不徵収区分,過少申告加算金,過少申告加算金調定件数,不申告加算金,不申告加算金調定件数,重加算金,重加算金調定件数,納税者詳細区分,等級,ホール数,業態,免税業種,連帶有無区分,特例店舗区分,準零区分,休業区分,調定パターン,税率改正区分,納入・納付申告区分,登録年月日,更新年月日

<調定履歴(道たばこ税申告)>

申告書様式,調定区分,申告年月日,申告期限,延長納期限,課税標準数量旧3級品以外,課税標準数量旧3級品,課税標準税額旧3級品以外,課税標準税額旧3級品,合計,合計旧3級品以外,合計旧3級品,課税免除税額旧3級品以外,課税免除税額旧3級品,課税免除合計,返還控除本数旧3級品以外,返還控除本数旧3級品,返還控除金額旧3級品以外,返還控除金額旧3級品,返還控除金額合計,差引税額,既納付確定税額等,差引申告納付税額等,加算金不徵収区分,不申告加算金

<調定履歴(道たばこ税更正決定)>

申告書様式,調定区分,減免等理由,調査種別,調査年月日,修正申告等年月日,決議年月日,出納調定月,延長納期限,調査課税標準数量旧3級品以外,調査課税標準数量旧3級品,調査課税標準税額旧3級品以外,調査課税標準税額旧3級品,調査課税標準税額合計,調査課税免除本数旧3級品以外,調査課税免除本数旧3級品,調査課税免除税額旧3級品以外,調査課税免除税額旧3級品,調査課税免除税額合計,調査返還控除本数旧3級品以外,調査返還控除本数旧3級品,調査返還控除金額旧3級品以外,調査返還控除金額旧3級品,調査返還控除金額合計,調査差引税額,既納付確定税額等,差引申告納付税額等,差引課税標準数量旧3級品以外,差引課税標準数量旧3級品,差引課税標準税額旧3級品以外,差引課税標準税額旧3級品,差引課税免除本数旧3級品以外,差引課税免除税額旧3級品以外,差引課税免除税額旧3級品,差引返還控除本数旧3級品,差引返還控除金額旧3級品以外,差引返還控除金額旧3級品,差引返還控除金額合計,差引差引税額,既納付確定税額等,差引申告納付税額等,加算金,加算金不徵収区分,過少申告加算金10%,過少申告加算金5%,不申告加算金税率,不申告加算金,重加算金税率,重加算金

<調定履歴(ゴルフ場利用税申告)>

申告書様式,調定区分,申告年月日,申告期限,延長納期限,現状又は変更前等級,現状又は変更前税率,現状又は変更前一般利用人員,現状又は変更前一般税額,現状又は変更前身障者利用人員,現状又は変更前身障者税額,現状又は変更前学生等利用人員,現状又は変更前学生等税額,現状又は変更前高齢者利用人員,現状又は変更前高齢者税額,現状又は変更前早朝利用人員,現状又は変更前早朝税額,現状又は変更前小計利用人員,現状又は変更前小計税額,変更後等級,変更後税率,変更後一般利用人員,変更後一般税額,変更後身障者利用人員,変更後身障者税額,変更後学生等利用人員,変更後学生等税額,変更後高齢者利用人員,変更後高齢者税額,変更後早朝利用人員,変更後早朝税額,変更後小計利用人員,変更後小計税額,合計利用人員,合計税額,加算金不徵収区分,不申告加算金,現状又は変更前(追加)国体等利用人員,現状又は変更前(追加)国体等税額,変更後(追加)国体等利用人員,変更後(追加)国体等税額,現状又は変更前(非課税)18歳未満,現状又は変更前(非課税)70歳以上,現状又は変更前(非課税)障害者,現状又は変更前(非課税)国体等,現状又は変更前(非課税)学生等,現状又は変更前(非課税)小計,変更後(非課税)18歳未満,変更後(非課税)70歳以上,変更後(非課税)障害者,変更後(非課税)国体等,変更後(非課税)学生等,変更後(非課税)小計,合計(非課税)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<調定履歴(ゴルフ場利用税更正決定)>

申告書様式,調定区分,減免等理由,調査種別,調査年月日,追加申告等年月日,決議年月日,出納調定月,延長納期限,現状又は変更前,現状又は変更前等級,現状又は変更前税率,現状又は変更前(調査)一般利用人員,現状又は変更前(調査)一般税額,現状又は変更前(調査)身障者利用人員,現状又は変更前(調査)身障者税額,現状又は変更前(調査)学生等利用人員,現状又は変更前(調査)学生等税額,現状又は変更前(調査)高齢者利用人員,現状又は変更前(調査)高齢者税額,現状又は変更前(調査)早朝利用人員,現状又は変更前(調査)早朝税額,現状又は変更前(調査)小計利用人員,現状又は変更前(調査)小計税額,変更後等級,変更後税率,変更後(調査)一般利用人員,変更後(調査)一般税額,変更後(調査)身障者利用人員,変更後(調査)身障者税額,変更後(調査)学生等利用人員,変更後(調査)学生等税額,変更後(調査)高齢者利用人員,変更後(調査)高齢者税額,変更後(調査)早朝利用人員,変更後(調査)早朝税額,変更後(調査)小計利用人員,変更後(調査)小計税額,変更後(調査)合計利用人員,変更後(調査)合計税額,現状又は変更前(差引)一般利用人員,現状又は変更前(差引)一般税額,現状又は変更前(差引)身障者利用人員,現状又は変更前(差引)身障者税額,現状又は変更前(差引)学生等利用人員,現状又は変更前(差引)学生等税額,現状又は変更前(差引)高齢者利用人員,現状又は変更前(差引)高齢者税額,現状又は変更前(差引)早朝利用人員,現状又は変更前(差引)早朝税額,現状又は変更前(差引)小計利用人員,現状又は変更前(差引)小計税額,変更後(差引)一般利用人員,変更後(差引)身障者利用人員,変更後(差引)身障者税額,変更後(差引)学生等利用人員,変更後(差引)学生等税額,変更後(差引)高齢者利用人員,変更後(差引)高齢者税額,変更後(差引)早朝利用人員,変更後(差引)早朝税額,変更後(差引)小計利用人員,変更後(差引)小計税額,変更後(差引)合計利用人員,変更後(差引)合計税額,加算金不徴収区分,過少申告加算金10%,過少申告加算金5%,不申告加算金税率,重加算金,現状又は変更前(調査)追加国体等利用人員,現状又は変更前(調査)追加国体等税額,変更後(調査)追加国体等利用人員,変更後(調査)追加国体等税額,現状又は変更前(差引)追加国体等利用人員,現状又は変更前(差引)追加国体等税額,変更後(差引)追加国体等利用人員,変更後(差引)追加国体等税額,現状又は変更前(調査)非課税18歳未満,現状又は変更前(調査)70歳以上,現状又は変更前(調査)非課税障害者,現状又は変更前(調査)非課税国体等,現状又は変更前(調査)非課税学生等,現状又は変更前(調査)小計,変更後(調査)非課税18歳未満,変更後(調査)70歳以上,変更後(調査)障害者,変更後(調査)国体等,変更後(調査)非課税学生等,変更後(調査)非課税18歳未満,変更後(差引)70歳以上,変更後(差引)非課税障害者,変更後(差引)非課税国体等,変更後(差引)非課税学生等,変更後(差引)非課税小計

<調定履歴(軽油引取税納入申告)>

申告書様式,調定区分,申告年月日,申告期限,延長納期限,引渡数量(イ),700条の3(口),700条の5第1号(ハ),700条の5第2号(ニ),免税証(木),合衆国軍隊(ヘ),小計(ト),差引計(チ),欠減量(リ),再差引計(ヌ),税額(ル),加算金不徴収区分,不申告加算金,納入予定期

<調定履歴(軽油引取税納付申告)>

申告書様式,調定区分,申告年月日,申告期限,延長納期限,特約業者等販売等数量,特約業者等控除数量,特約業者等差引計(イ),販売業者販売等数量,販売業者控除数量(1),販売業者控除数量(2),販売業者差引計(口),自動車燃料消費等数量,自動車燃料控除数量,自動車燃料差引計(ハ),義務の消滅所有等数量,義務の消滅控除数量,義務の消滅差引計(ニ),自己消費消費等数量,自己消費控除数量(1),自己消費控除数量(2),自己消費差引計(木),免軽の譲渡譲渡等数(ヘ),用途外使用消費等数(ト),製造・輸入消費等数量,製造・輸入控除数量,製造・輸入差引計(チ),合計(リ),税額(ヌ),加算金不徴収区分,不申告加算金

<調定履歴(軽油引取税納入更正決定)>

申告書様式,調定区分,減免等理由,調査種別,調査年月日,追加申告等年月日,決議年月日,出納調定月,延長納期限,調査情報引渡数量(イ),調査情報700条の3(口),調査情報700条の5第1号(ハ),調査情報700条の5第2号(ニ),調査情報免税証(木),調査情報合衆国軍隊(ヘ),調査情報小計(ト),調査情報差引計(チ),調査情報欠減量(リ),調査情報再差引計(ヌ),調査情報税額(ル),差引情報引渡数量(イ),差引情報700条の3(口),差引情報700条の5第1号(ハ),差引情報700条の5第2号(ニ),差引情報免税証(木),差引情報合衆国軍隊(ヘ),差引情報小計(ト),差引情報差引計(チ),差引情報欠減量(リ),差引情報再差引計(ヌ),差引情報税額(ル),加算金不徴収区分,過少申告加算金10%,過少申告加算金5%,不申告加算金税率,重加算金税率,重加算金

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<調定履歴(軽油引取税納付更正決定)>

申告書様式,調定区分,減免等理由,調査種別,調査年月日,追加申告等年月日,決議年月日,出納調定月,延長納期限,調査情報特約業者等販売等数量,調査情報特約業者等控除数量,調査情報特約業者等差引計(イ),調査情報販売業者販売等数量,調査情報販売業者控除数量(1),調査情報販売業者控除数量(2),調査情報販売業者差引計(ロ),調査情報自動車燃料消費等数量,調査情報自動車燃料控除数量,調査情報自動車燃料差引計(ハ),調査情報義務の消滅所有等数量,調査情報義務の消滅控除数量,調査情報義務の消滅差引計(二),調査情報自己消費消費等数量,調査情報自己消費控除数量(1),調査情報自己消費控除数量(2),調査情報自己消費差引計(木),調査情報免軽の譲渡譲渡等数(ヘ),調査情報用途外使用消費等数(ト),調査情報製造・輸入消費等数量,調査情報製造・輸入控除数量,調査情報製造・輸入差引計(チ),調査情報合計(リ),調査情報税額(又),差引情報特約業者等販売等数量,差引情報特約業者等控除数量,差引情報特約業者等差引計(イ),差引情報販売業者販売等数量,差引情報販売業者控除数量(1),差引情報販売業者控除数量(2),差引情報販売業者差引計(ロ),差引情報自動車燃料消費等数量,差引情報自動車燃料控除数量,差引情報自動車燃料差引計(ハ),差引情報義務の消滅所有等数量,差引情報義務の消滅控除数量,差引情報義務の消滅差引計(二),差引情報自己消費消費等数量,差引情報自己消費控除数量(1),差引情報自己消費控除数量(2),差引情報自己消費差引計(木),差引情報免軽の譲渡譲渡等数(ヘ),差引情報用途外使用消費等数(ト),差引情報製造・輸入消費等数量,差引情報製造・輸入控除数量,差引情報製造・輸入差引計(チ),差引情報合計(リ),差引情報税額(又),加算金不徴収区分,過少申告加算金10%,過少申告加算金5%,不申告加算金税率,不申告加算金,重加算金税率,重加算金

<異動履歴(共通)>

異動履歴種別,更新削除区分,新規異動年月日,修正異動年月日,登録年月日,更新年月日

<異動履歴(道たばこ税)>

納稅義務者区分,漢字氏名,漢字氏名補記区分,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,事務所名称,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,メモ

<異動履歴(ゴルフ場利用税)>

納稅義務者区分,漢字氏名,漢字氏名補記区分,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,ゴルフ場名称,力ナ索引用名称,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,等級,等級決定年月日,ホール数,メモ

<異動履歴(軽油引取税)>

納稅義務者区分,漢字氏名,漢字氏名補記区分,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,事務所名称,電話番号,住所名,住所名補記区分,郵便番号,事務所数,元売業者1,元売業者2,元売業者3,メモ

【免税軽油】記録項目:34項目

<交付>

免税軽油使用者番号,免税証交付年月日,免税証交付同日枝番,免税証交付区分,免税業種,免税軽油使用者申請区分,免税証有効期間(始期),免税証有効期間(終期),交換交付日,変更交換交付日,免税軽油販売店道内・道外区,免税軽油販売店コード,免税証表示数量,免税証交付枚数,免税証交付数量,免税証交付開始番号,免税証交付終了番号,免税証交付合計枚数,免税証交付合計数量,免税証交付削除区分,免税証交付管理番号,登録年月日,更新年月日

<回収>

徵收原簿番号,免税証回収先道内・道外区分,行為年月日,納稅者詳細区分,免税証業種別回収枚数,免税業種別回収数量(入力値),免税業種別回収数量(実数値),免税証回収合計枚数,免税証回収合計数量,登録年月日,更新年月日

【循環資源利用促進税】記録項目:110項目

<マスター>

税目,原簿番号,義務者区分,代表者名,最終処分場の名称,搬入開始日,産業廃棄物処分業の許可,号,所在地住所コード,郵便番号,処分場の種類,設置許可番号,設置許可日,送付先情報,送付先名,送付先・住所コード,送付先・郵便番号,送付先電話番号,送付先番地方書,課税メモ,現況コード,現況年月日,登録番号,予備,異動年月日,作成年月日

<基本>

税目,原簿番号,申告対象FROM,申告対象TO,固定,取消サイン,最終調定通番,最終調定区分,申告期限,延長納期限,正当額,課税標準(t),税率(円),税額(円),過少申告加算金,不申告加算金,重加算税率,算出額,期内申告税額,課税実績サイン,更新年月日,作成年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<履歴>

税目,原簿番号,申告対象FROM,申告対象TO,調定通番,期内／期後申告,取消サイン,調定年度,出納月,調定区分,増減区分,調定年月日,申告年月日,申告期限,延長申告期限,調査年月日,減額等申請日,更正請求年月日,修正申告年月日,通知書年月日,納期限,課税標準(t),税率(円),税額(円),既納課税標準,既納税額(円),差引税額(円),同一区分,調定区分,調定通番,元調定区分,元調定通番,不徵収サイン,加算金区分,過少申告加算金算定の基礎税額,過少申告加算金過少申告加算金率,過少申告加算金算出額,過少申告加算金調定額,不申告加算金算定の基礎税額,不申告加算金率,不申告加算金算出額,不申告加算金調定額,重加算算定の基礎税額,重加算金率,重加算算出額,重加算金調定額,調定件数過少申告加算金,調定件数不申告加算金,調定件数重加算金,決算後減額本税,決算後減額過少申告加算金,決算後減額不申告加算金,決算後減額重加算金,決済件数本税,決済件数過少申告加算金,決済件数不申告加算金,決済件数重加算金,課税実績サイン,返戻区分,更新年月日,作成年月日

【徵収(一般税)】記録項目:212項目

<徵収原簿(原簿)>

事務所コード,税目コード,徵収原簿番号,徵収担当者コード,納稅義務者表示,口振区分,移管区分,相手先徵収原簿番号,旧徵収原簿番号<徵収原簿(調定)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,期割,課税年度,会計年度,更新年月日,課税事務所,調定区分,調定年月,調定年月日,通知書発行年月日,現在調定額,本税,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,延滞金仮調定額,减免額累計,再計算禁止,收入額計,本税,延滞金,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,利子割控除不足額等還付額,申告年月日,申告期限,申告区分,納通返戻等区分,法定納期限,納期限,国による決定日,事業年度終了日,確定申告提出日,延長区分,延長後納期限,重加対応額,督促状返戻区分1,督促状発付年月日1,督促状返戻区分2,督促状発付年月日2,不納欠損始期1,不納欠損始期2,引受先徵収原簿番号,引受先事務所コード,引受先原簿番号,引継サイン,引継先徵収原簿番号,引継先事務所コード,引継先原簿番号,措置表示,未調定サイン,滞納繰越額,本税,延滞金,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,收入レコード管理No.,電算前入力区分

<徵収原簿(調定履歴)>

調定通番,調定通番枝番,調定收入区分1,調定收入区分2,課税年度,会計年度,更新年月日,調定区分,調定年月,調定年月日,今回調定額,本税,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,国による決定日,更正請求年月日,減額申請日,减免等事由,重加対応額,利子割控除不足額,過誤納枝番,過誤納処理サイン,申告年月日,調定事務所

<徵収原簿(収入)>

收入日,第一収納日,收入事務所コード,会計年度,收入種別,納稅者区分,本税,延滞金,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,利子割控除不足額等還付額,口振銀行コード,充当先税目コード,充当先徵収原簿番号,充当先事務所コード,充当先原簿番号,充当先年度期別,充当先調定通番,充当先期割,還付額計本税,還付額計延滞金,還付額計過少申告加算金,還付額計不申告加算金,還付額計重加算金,過誤納処理サイン,管理No.,過誤納枝番,過誤納調定通番

<措置>

事務所コード,税目コード,徵収原簿番号,措置年月日,管理番号,レコード区分,年度期別,調定通番,期割,課税年度,決定年度,調定区分コード,措置コード,個別データ部,財産等区分,解除等区分,処理年月日,納期限,督促状発付日,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,嘱託先府県,取消年月日,納期限,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,猶予期間(FROM),猶予期間(TO),申請年月日,取消年月日,納期限,督促状発付日,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,取消年月日,納期限,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,処分理由コード,不納欠損区分コード,滞納処分停止決定年度,滞納処分停止年月日,滞納処分停止管理番号

<多目的>

税目,原簿番号,データ種別,情報1(電話番号),電話番号,名義区分,送付先住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,例外表示,方書,方書補記区分,郵便番号

<口座管理>

口座用途区分,事務所コード,税目コード,徵収原簿番号,金融機関コード,店コード,預貯金種別コード,口座番号,口座名義人(カナ),組織コード,組織コード表示区分,口座名義人(漢字),口座振替開始日,口座振替終了日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【あて名(自動車税)】記録項目: 24項目

<あて名>

陸運コード,あて名No.,方書補記区分,郵便番号,生・設年月日,漢字氏名,漢字氏名補記区分,カナ氏名,カナ氏名補記区分,住民票調査区分
<自動車税徴収原簿番号>

陸運コード,あて名No.,自動車取得税整理番号,登録年月日,申告枝番,最終枝番(自動車税),分散事務所コード,管理情報,返戻ビット,居所判明ビット

<自動車取得税徴収原簿番号>

陸運コード,あて名No.,自動車税証紙対応枝番,申告最終枝番

【自動車税】記録項目: 201項目

<調定履歴>

登録番号,課税元年度,枝番,調定履歴回数,処理コード,調定通番,入力区分,調定区分,課税年度,調定年月,調定年月日,決定年月日,適用年月日,発付年月日,納期限,税区分,非免コード,月数,本税(正当額),本税差額,返戻サイン,取消・誤賦課情報,対象入力区分,対象調定区分,対象調定通番,減額調定内訳(決算後減額),削除区分

<普通徴収>

登録番号,課税年度,枝番,履歴回数情報,調定履歴回数,調定通番回数,処理コード,データ種別,車台番号,状態管理情報,抹消,道外転出,道内転出,課税免除,非課税,課税保留,課税免除,課税不能,移転,復活,道外転入,道内転入,番号変更,減額,滞納削除,滞納,発行禁止,口座振替継続,所在不明者(ディーラー),返還車,分配突合済,ハイブリッド車,三輪車,定期保留,仮保留,所有権保留,災害減免,商品中古減免,生活路線バス減免,盗難による減額,引抜き,口座振替,課税メモ(OVER),免除・保留・除却(OVR),電話番号(OVER),実態課税,送所同一,送使同一,所使同一,低燃費,道外転出後非課税等,未課税,納期限,返戻サイン,月数,調定年月日,調定区分,本税額,予備,納発・公送,納・公サイン,納・公年月日,車検有効年月日,コード情報,非免コード,排ガス適合コード,事務所コード,分散事務所コード,市町村コード,定置場コード,ディーラーコード,ディーラーコード(使用者),大口コード,リースコード,義務者区分,所有の形態,用途コード,産業コード,型式指定番号,類別区分番号,改造前類別区分番号,形状コード,定員,排気量,積載量,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,型式,原動機型式,車名,メーカー,初度登録年月,登録年月日,過年度調定額,現年度調定額,軽課,重課,税区分,税表,税率,旧諸元車種,旧諸元形状コード,旧諸元定員,旧諸元排気量,旧諸元積載量

<課税情報(共通)>

登録番号,課税年度,枝番,マスタ区分,レコード種別

<課税情報(課税メモ)>

課税メモ,表示用メモ1,表示用メモ2

<課税情報(電話番号)>

電話番号,加入者区分,番号

<課税情報(免除・保留・除却)>

非免区分コード,免除詳細コード,手帳区分,障害区分,等級区分,運転区分,免除理由,決定年月日,適用年月日,課税免除,決定年月日,適用年月日,課税保留,保留年度,決定年月日,適用年月日,現況確認書不作成BIT

<課税情報(所有者・使用者)>

所有者住所手書(カナ),所有者氏名手書(カナ),所有者住所手書(漢字),所有者氏名手書(漢字),使用者住所手書(カナ),使用者氏名手書(カナ),使用者住所手書(漢字),使用者氏名手書(漢字),所有者住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,例外表示,組織コード,組織表示,カナ氏名,漢字氏名,使用者住所コード,丁目,番地,号,棟,室,例外コード,例外表示,組織コード,組織表示,カナ氏名,漢字氏名

<課税情報(勤務先)>

勤務先情報,勤務先名称,勤務先電話番号

【自動車取得税】記録項目: 125項目

<取得税マスタ>

登録番号,自軽区分,課税年度,登録年月日,枝番,車台番号,初度登録年月,異動履歴番号,調定履歴番号,最終調定通番,自営区分,課税標準基準額,残価率,率コード,表区分,非免コード,課税標準額,正当税額,過・不加算金科目コード,過・不加算金,重加算金科目コード,重加算金,異動コード,申告区分,種別,型式指定番号,類別区分番号,改造前類別区分番号,定員,積載量,排気量,型式,車名,控除区分,業務種別コード,義務者枝番,申告期限変更フラグ,分配突合済,抹消済,道外転出済,返還済,削除済,JC08燃費判定,電話番号,低燃費車区分,低燃費車特例,時限的軽減措置,車両総重量,ならしエラー,使用不可,燃費基準+15%達成車,燃費基準+25%達成車,ハイブリッド車,平成27年度燃費基準達成車,型式指定車,所有権留保解除,所有者がコードである,登録抹消の回復,燃費基準+10%達成車,燃費基準+20%達成車,ならし済,17/22燃費基準達成車,型式車から一般車,ハイブリッド車,その他(所有者住所),その他(使用者住所),その他(使用者の本拠),その他(車名),希望番号払い出し,燃費基準+5%達成車,使用者がコードである,輸出予定,OSS申請表示,分配区分,減免通知書出力済,10. 15燃費,JC08燃費,パリアフリー・ASV

<取得税調定履歴>

税目,登録番号,自軽区分,課税元年度,登録年月日,枝番,調定履歴番号,事務所コード,調定通番,調定区分,課税年度,入力区分,調定年月,調定年月日,非免コード,課税標準額,課税標準差額,率コード,表区分,正当税額,既納額,差引税額,過・不加算金科目コード,過・不加算金コード,過・不加算金,重加算金科目コード,重加算金コード,重加算金,処理年月日,申告年月日,申告期限,納期限,更正請求日,通知書発付日,第一収納日,決定年月日,取消対象入力区分,取消対象調定区分,取消対象調定通番,加算金決定対象入力区分,加算金決定対象調定区分,加算金決定対象調定通番,返戻サイン,取消済,控除区分,電算処理区分,時限的軽減措置

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【自動車税環境性能割】記録項目：158項目

<調定履歴>

登録番号,課税元年度,枝番,調定履歴回数,処理コード,調定通番,入力区分,調定区分,課税年度,調定年月,調定年月日,決定年月日,適用年月日,発付年月日,納期限,税区分,非免コード,月数,本税(正当額),本税差額,返戻サイン,取消・誤賦課情報,対象入力区分,対象調定区分,対象調定通番,減額調定内訳(決算後減額),削除区分

<環境性能割種別割マスター>

登録番号,自軽区分,課税年度,登録番号,枝番,電算処理区分,親中区分,車台番号,初度登録,自営区分,処理コード,車検有効年月日,申告区分,型式指定番号,類別区分番号,改造前類別区分番号,形状コード,定員,排気量,積載量,車両,重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,塗色コード,型式コード,型式,原動機型式,車名,メーカー,排ガス適合コード,軽課コード,重課コード,課税区分(種別割),課税区分(環境性能割),用途区分,種別,取得前用途,年数,燃料,変速装置,構造,分配突合済BIT,削除済BIT,OSSBIT,種別割抹消BIT,種別割課税除却BIT,種別割課税保留BIT,電話番号,所有の形態,義務者区分,定置場コード,業務種別コード,申告期限変更フラグ,分配区分,調定履歴回数,調定通番回数,納期限,月数,調定年月日,調定区分,本税額,納公サイン,納公年月日,非免コード,税区分,異動履歴番号,調定履歴番号,最終調定通番,課税標準額基準額,残価率,率コード,バリアフリーASV特例,課税標準額,正当税額,過・不加算金,重課算金,JC08燃料,WLTC区分,バリアフリーASV区分,EVSC区分,LDWS区分,減免通知書出力済

<環境性能割調定履歴>

税目,登録番号,自軽区分,課税元年度,登録年月日,枝番,調定履歴番号,事務所コード,調定通番,調定区分,課税年度,入力区分,調定年月,調定年月日,非免コード,課税標準額,課税標準差額,率コード,表区分,正当税額,既納額,差引税額,過・不加算金科目コード,過・不加算金コード,過・不加算金,重加算金科目コード,重加算金コード,重加算金,処理年月日,申告年月日,申告期限,納期限,更正請求日,通知書発付日,第一収納日,決定年月日,取消対象入力区分,取消対象調定区分,取消対象調定通番,加算金決定対象入力区分,加算金決定対象調定区分,加算金決定対象調定通番,返戻サイン,取消済,控除区分,電算処理区分,時限の軽減措置

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【徵収(自動車税)】記録項目: 237項目

<徵収原簿(調定・減額)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,課税年度,会計年度,更新年月日,決算事務所,分散事務所,調定区分,調定年月,調定年月日,今回調定額本税,今回調定額過少申告加算金,今回調定額不申告加算金,今回調定額重加算金,延滞金仮調定額,延滞金減免額累計,納通返戻区分,通知書発行年月日,申告年月日,申告期限,申告区分,法定納期限,納期限,督促返戻区分,督促状発付年月日,減額・更正区分,減額,更正年月日,減免等事由,処理コード・課税元年度,取消,延滞金計算停止,延滞金再計算禁止,未調定収入,督促引き抜き,滞納票出力,メモ,延滞金減免入力有,返戻催告1,返戻催告2,返戻催告3,返戻催告4,返戻催告5,延滞金保留,延滞金保留解除,最終収入コード管理No.,過誤納処理サイン,取消先管理No.,電算前入力区分,税目コード2

<徵収原簿(収入)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,収入日,第一収納日,収入事務所コード,取消年月日,会計年度,収入種別,本税,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,延滞金,口振金融機関コード,納税者区分,OCR通番,過誤納収入管理No.,過誤納処理サイン,収入履歴No.,取消済,委任状還付,口振申出還付,電算前入力区分

<徵収情報(共通)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,レコード種別

<徵収情報(納税義務者)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,レコード種別,勤務先名,勤務先電話番号,納税義務者電話情報,電話加入者区分,義務者電話番号,納税者区分,発行禁止,徵収担当者

<徵収情報(メモ情報)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,種別,番号,レコード種別,徵収メモ

<徵収情報(滞繰・引受)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,レコード種別,滞繰本税,滞繰延滞金,滞繰過少申告加算金,滞繰不申告加算金,滞繰重加算金,引受本税,引受延滞金,引受過少申告加算金,引受不申告加算金,引受重加算金,不納欠損始期,不納欠損累計額

<徵収情報(還付・充当)>

税目コード,徵収原簿番号,年度期別,調定通番,管理番号,レコード種別,充当先税目コード,充当先徵収原簿番号,還付済額本税,還付済額延滞金,還付済額過少申告加算金,還付済額不申告加算金,還付済額重加算金

<措置情報(差押)>

税目コード,徵収原簿番号,年度・期別,措置年月日,管理番号,レコード種別,調定通番,措置コード,課税年度,会計年度,財産区分,差押解除区分,差押解除年月日,納期限,督促状発付日本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金

<措置情報(不納欠損・滞納処分停止)>

税目コード,徵収原簿番号,年度・期別,措置年月日,管理番号,レコード種別,調定通番,措置コード,課税年度,会計年度,取消年月日,納期限,督促状発付日,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,処分理由コード,滞納処分停止決定年度,滞納処分停止年月日,滞納処分停止管理番号,収入管理番号

<措置情報(猶予情報)>

税目コード,徵収原簿番号,年度・期別,措置年月日,管理番号,レコード種別,調定通番,措置コード,課税年度,会計年度,猶予期間(FROM),猶予期間(To),申請年月日,取消年月日,納期限,督促状発付日,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金,時効停止該当区分

<措置情報(各種情報)>

税目コード,徵収原簿番号,年度・期別,措置年月日,管理番号,レコード種別,調定通番,措置コード,課税年度,会計年度,嘱託先府県,取消年月日,納期限,督促状発付日,本税,延滞金,過・不区分,過少・不申告加算金,重加算金

<口座管理>

税目コード,徵収原簿番号,年度・期別,口座用途,金融機関コード,口座種別,口座番号,口座名義人(カナ),組織コード,組織コード表示区分,口座名義人(漢字),口座振替開始年月日,口座振替終了年月日,還付口座区分,當農区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納管理】記録項目 : 732項目

<あて名情報>

陸運CD,あて名NO,市町村CD,郵便番号,漢字住所,力ナ氏名,力ナ氏名詰,漢字氏名,漢字氏名詰,組織CD,組織表示,住所CD,丁目,番地,号,棟,室,例外CD,例外表示,方書,生年月日,方書補記,漢字氏名補記

<基本項目情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,あて名NO,名寄番号,担当者CD,車検日,車台,車名,初度,状態表示1,状態表示2,適用日1,適用日2,滞納表示N,滞納表示M,状態表示S,状態表示T,状態表示W,状態表示J,状態表示N,状態表示H,状態表示K,状態表示F,状態表示I,状態表示G,状態表示P,状態表示R,発行禁止

<調定基本情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,区分,通番,期割,課税年度,調定区分,調定区分名称,調定日,通知書発付日,通知書返戻区分,通知書返戻区分名称,期内申告区分,再計算禁止,法定納期限,申告期限,納期限,延滞金減免額計,督促発付日1,督促返戻区分1,督促返戻区分1名称,督促発付日2,督促返戻区分2,督促返戻区分2名称,催告区分1,催告区分1名称,催告年月日1,催告区分2,催告区分2名称,催告年月日2,催告区分3,催告区分3名称,催告年月日3,催告区分4,催告区分4名称,催告年月日4,催告区分5,催告区分5名称,催告年月日5,更正決定日,申告日,確定申告日,法定延長納期限,事業年度終期,重加対象税額,調定履歴情報,調定額本税,調定額延滞金,調定額過少申告,調定額不申告,調定額重加算,収入履歴情報,収入額本税,収入額延滞金,収入額過少申告,収入額不申告,収入額重加算,最終納付日,最終収入額本税,最終収入額延滞金,電話加入権フラグ,措置ビット,処理区分,最終折衝,延滞金保留区分,不履行ビット

<調定履歴情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,区分,通番,期割,調定日,管理番号,調定基本情報,課税支庁CD,課税年度,調定区分,調定区分名称,区分1,区分2,調定区分名称2,申告日適用日,更正請求日,決定日,国の通知日,減額申請日,減免等事由,処理CD,今回調定額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重加算,取消サイン

<収入履歴情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,区分,通番,期割,第一収納日,管理番号,収入支庁CD,会計年度,収入種別,収入種別具体名,収入日,今回収入額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重加算,取消サイン

<措置履歴情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,区分,通番,期割,措置年月日,管理番号,措置区分,措置具体名,決定年度,理由CD,始期,終期,猶予区分,処分停止区分,不納欠損区分,取消解除日,申請日,財産区分,財産区分具体名,嘱託府県,措置の額,本税,延滞金

<名寄情報>

徴収支庁CD,名寄番号,付属CD,世帯CD,送付先郵便番号,送付先漢字住所,送付先漢字氏名,力ナ氏名,組織コード,組織表示,生年月日,市町村CD,勤務先郵便番号,勤務先区分,調査日,賃金支給日,勤務先漢字住所,勤務先名,勤務先電話番号,財産情報,口座不明区分,口座調査日,銀行名1,預貯金種別1,口座番号1,口座調査日1,銀行名2,預貯金種別2,口座番号2,口座調査日2,銀行名3,預貯金種別3,口座番号3,口座調査日3,口座メモ,不動産区分,不動産筆戸数,不動産調査日,不動産所在メモ,その他財産区分,その他の財産,徴収メモ,電話番号1,加入者区分1,調査日1,電話番号2,加入者区分2,調査日2,電話番号3,加入者区分3,調査日3,電話番号4,加入者区分4,調査日4,電話番号5,加入者区分5,調査日5,調定額本税,調定額延滞金,収入額本税,収入額延滞金

<処理経過情報>

徴収支庁CD,名寄番号,処理日,処理時分秒,処理内容,納付期限,処理区分,処理内容,扱い者,本税未納額,延滞金未納額,取扱支庁CD

<名寄番号採番>

税目CD,陸運CD,徴収支庁CD,番号

<納税誓約情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,区分,通番,期割,分割回数,納付期限,本税,延滞金

<預金差押ワーク>

徴収支庁CD,差押番号,差押年月日,名寄番号,金融機関CD,店舗CD,付加CD,口座種別,口座番号,差押解除年月日

<預金情報更新ログ>

採番,差押番号,差押年月日,名寄番号,金融機関CD,店舗CD,付加CD,口座種別,口座番号,差押解除年月日,エラーステップ,差押・入力件数,差押・正常件数,差押・異常件数,解除・入力件数,解除・正常件数,解除・異常件数,削除・入力件数,削除・正常件数,削除・異常件数

<採番情報>

管理コード,採番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<処理管理情報>

採番,陸運CD,あて名処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,基本項目処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,調定基本処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,調定履歴処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,収入履歴処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,措置履歴処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,納税誓約処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,催告処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻,引継処理フラグ,入力件数,正常件数,NG件数,日付,時刻

<市町村情報>

市町村CD,市町村名,管轄支庁CD

<引継管理情報>

陸運CD,引継管理CD

<同報メッセージ>

支庁CD,メッセージ

<排他情報>

支庁CD,排他フラグ,支庁名

<排他2情報>

支庁CD,排他フラグ,支庁名

<端末管理情報>

端末名称,パスワード

<名寄せ情報引継ログ>

新徴収支庁CD,新名寄せ番号,徴収支庁CD,名寄せ番号,引継管理CD,有効フラグ,引継元情報,付属CD,世帯CD,送付先郵便番号,送付先漢字住所,送付先漢字氏名,カナ氏名,組織コード,組織表示,生年月日,市町村CD,勤務先郵便番号,勤務先区分,調査日,賃金支給日,勤務先漢字住所,勤務先名,勤務先電話番号,財産情報,口座不明区分,口座調査日,銀行名1,預貯金種別1,口座番号1,口座調査日1,銀行名2,預貯金種別2,口座番号2,口座調査日2,銀行名3,預貯金種別3,口座番号3,口座調査日3,口座メモ,不動産区分,不動産筆戸数,不動産調査日,不動産所在メモ,その他財産区分,その他の財産,徴収メモ,電話番号1,加入者区分1,調査日1,電話番号2,加入者区分2,調査日2,電話番号3,加入者区分3,調査日3,電話番号4,加入者区分4,調査日4,電話番号5,加入者区分5,調査日5,調定額本税,調定額延滞金,収入額本税,収入額延滞金,登録日付,登録時分秒,更新日付,更新時分秒,引継処理日,引継処理時刻

<処理経過引継ログ>

新徴収支庁CD,新名寄せ番号,徴収支庁CD,名寄せ番号,引継管理CD,有効フラグ,処理日,処理時分秒,引継元情報,納付期限,処理区分,処理内容,扱い者,本税未納額,延滞金未納額,登録日付,登録時分秒,更新日付,更新時分秒,取扱支庁CD,引継処理日,引継処理時刻

<口座情報引継ログ>

新徴収支庁CD,新名寄せ番号,徴収支庁CD,名寄せ番号,引継管理CD,有効フラグ,金融機関CD,店舗CD,付加CD,口座種別,口座番号,預貯金残高,調査回答日,差押区分,口座メモ,処理フラグ,削除フラグ,登録年月日,登録時分秒,更新年月日,更新時分秒,引継処理年月日,引継処理時分秒,最終取引日,金融機関届出住所CD,金融機関届出住所,口座情報無しフラグ,一括調査フラグ,差押番号,差押年月日,差押解除年月日,金融機関届出カナ氏名,照会時カナ氏名,照会時生年月日,照会時住所CD

<納付書パラメータ>

陸運CD,徴収支庁CD,徴収支庁名,地区,郵便振替口座,店舗名,取りまとめ局,取りまとめ局ID,出納員,支庁長名,取扱庁

<更新ログ>

No,更新日時,端末ID,パスワード,プログラム名,TBL名,区分,更新KEY,更新後情報,更新前情報

<パスワード管理>

徴収支庁CD,課CD,係CD,パスワード,更新年月日,カナ氏名

<金融機関マスター>

金融機関CD,店舗CD,付加CD,カナ金融機関名,漢字金融機関名,金融機関名略称,カナ店舗名,漢字店舗名,店舗名略称,郵便番号(親),郵便番号(子),予備1,所在地,方書,電話番号,還付口座,隔地払いフラグ,予備2

<金融機関取込ログ>

項番,カテゴリ,管理区分,キー,エラーステップ,エラーCD,更新年月日,更新時分秒,入力件数,正常件数,エラ一件数

<口座情報>

項番,徴収支庁CD,名寄せ番号,金融機関CD,店舗CD,付加CD,口座種別,口座番号,預貯金残高,調査回答日,差押区分,口座メモ,処理フラグ,削除フラグ,登録年月日,登録時分秒,更新年月日,更新時分秒,最終取引日,金融機関届出住所CD,金融機関届出住所,口座情報無しフラグ,一括調査フラグ,差押番号,差押年月日,差押解除年月日,金融機関届出カナ氏名,照会時カナ氏名,照会時生年月日,照会時住所CD

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<口座情報パンチエラー>

項番,徴収支庁CD,名寄番号,金融機関CD,店舗CD,付加CD,口座種別,口座番号,預貯金残高,調査回答日,差押区分,口座メモ,処理フラグ,削除フラグ

<金融機関回答WK>

連番,支庁CD,名寄番号,金融機関CD,店舗CD,口座種別,口座番号,調査回答日,カナ氏名(代表あて名),漢字氏名(代表あて名),漢字住所(代表あて名),カナ氏名(義務者),生年月日(義務者),住所CD,住所カナ具体名,借越区分,預金(貸付)残高,最終取引日,金融機関届出住所CD,金融機関届出住所,回答データ作成日,口座情報無しフラグ,エラーコード

<調査金融機関情報>

金融機関CD,金融機関カナ,金融機関漢字,削除フラグ

<抽出管理>

抽出番号,陸運CD,徴収支庁CD,抽出種類,抽出処理フラグ,ファイル配信フラグ,RCV件数,KZRCV件数,ファイル名,抽出開始日付,抽出開始時分秒,抽出終了日付,抽出終了時分秒,処理管理採番,DL回数,エラーSTEP,エラー情報,削除フラグ

<利用ログ>

支庁CD,徴収支庁CD,年月,メニュー,プログラムID,区分,パスワード,カウント

<封筒番号取込ログ>

項番,徴収支庁CD,カテゴリ,管理区分,キー,エラーステップ,エラーCD,更新年月日,更新時分秒,入力件数,正常件数,エラ一件数

<処理区分マスター>

処理区分コード,処理区分具体名,更新者端末名,予備

<勤務先区分マスター>

勤務先区分コード,勤務先区分具体名,更新者端末名,予備

<除外情報>

陸運CD,徴収支庁CD,除外区分,名寄番号,キー情報

<注意表示情報>

陸運CD,徴収支庁CD,税目CD,登録番号,元年度,枝番,注意表示1CD,注意表示1具体名,注意表示2CD,注意表示2具体名

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

道税総合情報処理システムデータベースファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

- ・本人等から提出される申告書は、地方税法、条例、規則等により定め、税務に係る手続きに関係の無い個人の情報は記載されないようにしている。
- ・代理人の個人情報については、代理権及び身元確認に留め、道税総合情報処理システムに記録しないとともに、他の税務事務に利用しない。
- ・eLTAXからデータを入手する際は、国税庁が北海道を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
- ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法、条例の規定に基づき、他の機関より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。
- ・府内連携による入手は、個人番号、カナ氏名及び生年月日の照合により対象者以外の照会を拒否するようシステムで制御されている。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

- ・納税者等が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を用いることで、不必要的情報の入手の防止する。
- ・eLTAXでは、上記記載のとおり、国税庁が北海道を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
- ・府内連携では、番号法で定められた項目以外の情報は提供されないシステムとし、また文書で提供を求める場合は、予め様式等で提供を求めることが出来る項目を限定して防止する。

その他の措置の内容

—

リスクへの対策は十分か

- | | | | | |
|---|-------|---------|--------------|----------|
| 〔 | 十分である | 〕 <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| | | | 3) 課題が残されている | |

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

- ・納税者等が地方税法等の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式をホームページ等により公表し、それ以外の様式での入手は行わないとともに、本人に対し、特定個人情報の記載が必要であると理解できるように事前に周知・説明を行う。
- ・申請以外の入手については、規程等で予め定め、それ以外の方法での入手を禁止する。
- ・国税庁等他の機関からの情報提供については、番号法及び条例で定められた以外の入手は行わない。

リスクへの対策は十分か

- | | | | | |
|---|-------|---------|--------------|----------|
| 〔 | 十分である | 〕 <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
| | | | 3) 課題が残されている | |

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容

- ・本人から個人番号の提供を求める場合
番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。
- ・代理人から個人番号の提供を求める場合
番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき代理人の個人番号カード、運転免許証又は旅券等により身元確認を行う。代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。
- ・国税庁等他の機関から入手する場合
特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、北海道が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

個人番号の真正性確認の措置の内容

- ・本人から個人番号の提供を求める場合
番号法第16条、番号法施行令第12条第1項の規定に基づき、個人番号カード、通知カード又は住民票の写し、住民票記載事項証明書等で確認するなどの方法により行う。
- ・代理人から個人番号の提供を求める場合
番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第8条の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書又はこれらの写しによって行う。
- ・国税庁、府内他部署等の他の機関から入手する場合の真正性の確認については、特定個人情報の入手元に委ねられる。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等に基づき提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。 ・賦課徴収に係る調査等において、誤りが判明した場合には是正を求めるなどの対応を行っている。 			
その他の措置の内容	-			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等から直接提出を受けられるよう各総合振興局等に窓口を設置しているほか、郵送等による提出の際に必要な各総合振興局等の所管区域、所在地、連絡先等をホームページに明記することで、誤送を防止する。 ・受理した申請書等については、委託先への提供を除き執務室外への持ち出しを制限するほか、予め定められた場所に保管し、保管場所を施錠管理することで漏えい・紛失を防止する。 ・国税庁からeLTAXを通じて入手する際は、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・文書で提供を求める場合は、封印の処置を施すとともに、提供元にも同様の措置を求める。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
-				

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携IFシステムにおいて、照会を行うことができる事務を限定し、事務に従事しない者の照会が出来ないように制御する。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道税総合情報処理システムには、税務に関する情報を持たない情報を保有しない。 ・中間サーバーへの情報連携は、番号法で定められた目的以外の情報照会は拒否するよう制御されている。 ・道税情報連携IFシステムから既存システムへの庁内連携は、番号法で定められた目的以外の情報が提供されないように制御する。 ・道税総合情報処理システム及び情報連携IFシステムの利用については、端末PCをICカードとパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。 ・端末PCのパスワードは8桁以上の大小英数字及び記号によるものとし、月に1回、管理者によって変更する。 		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道税総合情報処理システム及び道税情報連携IFシステムの端末のコンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制限を行っており、各システムにアクセスする場合には個人パスワードとユーザIDを必要とする。 ・道税総合情報処理システム及び情報連携IFシステムにアクセスする必要がある職員、委託先の職員を特定し、個人パスワード及びユーザIDを付与する。 ・個人パスワードは、ユーザにより30日に1回以上の変更を行う。 ・道税総合情報処理システムへのアクセスはユーザIDによるログ情報を保管する。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人パスワードは、管理者が初期パスワードを付与し、その後、ユーザが任意のパスワードに変更する。パスワードの有効期限を30日とし、期限の過ぎたパスワードは自動的に失効する。 ・アクセス権を情報システム管理者が定期的に確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>①ユーザIDの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録は1年間保管する。また記録は月1回情報システム管理者等が監視を行い、不正アクセスがないことを確認する。 ・道税情報連携IFシステムによる庁内他部署への特定個人情報の照会について、ログ(ユーザID、照会先、照会対象者、照会日時)を7年間保存する。 		
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー・ログオフが設定されている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等を規程で明示するとともに、業務情報の漏えい等について、定期的にセキュリティ対策に関する文書により通知している。また、研修時にも指導している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末PCについて、ICカード認証によりセキュリティ対策を行っており、端末データの複製を持ち出せないようにしている。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。 		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に規定する個人情報適正管理体制等を確認する。 ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規程、体制の整備、従業員に対する研修制度) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視や記録等)		
	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	具体的な制限方法 ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・ユーザID及び個人パスワードによるユーザ認証を行っている。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨、規定している。 ・委託先は北海道の指示又は承諾があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は北海道の承諾があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができないこととしている。 ・北海道は、委託業務の処理状況について、隨時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。 ・北海道は、委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められる時など、委託契約を解除することができ、損害賠償を請求することができる。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨、規定している。 ・委託先に特定個人情報等を提供する際、所定の授受簿を取り交わし、北海道と委託先の責任者の押印を行う。当該記録は3年間保存することとする。 ・北海道は、委託業務の処理状況について、隨時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。 ・北海道は、委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められる場合は、委託契約を解除することができ、損害賠償を請求することができる。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨、規定している。 ・委託先はこの契約による義務を処理するために提供を受け、又は、自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等については、北海道に返還するもの、別に指示するものを除き、確実に廃棄しなければならない。 ・北海道は、委託業務の処理状況について、隨時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。 ・北海道は、委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められる時など、委託契約を解除することができ、損害賠償を請求することができる。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・事故発生時における報告		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない		

具体的な方法	—		
その他の措置の内容	特定個人情報の保管、廃棄の取扱いは道と同程度のものとする。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><道税総合情報処理システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内かつ必要最小限度において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークを使用した特定の個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスクに対する措置の内容	<p><道税総合情報処理システム及び情報連携IFシステムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線と分離した専用のネットワーク回線を利用することにより、安全性を確保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスクに対する措置の内容	<p><道税総合情報処理システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報について、道税総合情報処理システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><道税総合情報処理システム及び情報連携IFシステムにおける措置> ・インターネット回線と分離した専用のネットワーク回線を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用してることにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
--------------	---

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><道における措置></p> <p>①サーバ機器等ラックは施錠管理されており、監視カメラ+非接触型ICカード認証(インターロック機能付き)+指紋認証による入退室管理を行い、限られた者のみ入退室できる。</p> <p>②2系統受電設備、無停電電源装置、自家発電装置により、停電時も途切れることなく電力供給を続けられる。</p> <p>③耐震/免震構造ビルによる地震対策、ハロン/新ガス/二酸化炭素消火器などの消火設備、漏水センサー/漏水防御壁などの防水対策を施しており、24時間365日 有人監視・運用を行なっている。</p> <p>④磁気ディスク等を廃棄するときは、職員による物理的破壊を行うか、廃棄を委託する場合は、庁舎内において専用ソフトによるデータ消去を行った上で、委託業者に機器を引き渡し、職員立ち会いの上で物理的破壊を行う。</p> <p>⑤紙媒体の保管はキャビネット、書棚、書庫等で施錠管理する。</p> <p>⑥紙媒体の廃棄は、裁断溶解等の復元不可能な処分を行う。</p> <p>⑦紙媒体の廃棄を委託する場合は、梱包等により外部から特定個人情報が目に触れない措置を施す。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込するがないよう、警備員などにより確認している。</p>	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><道における措置></p> <p>①道税総合情報処理システム及び道税情報連携IFシステムを利用する際にはユーザID及び個人パスワード入力する他、パソコン利用時にはICカード及び端末パスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、ICカード認証の設定により外部デバイス制御を行い、外部入力装置への出力を無効化している。</p> <p>②道税総合情報処理システム及び道税情報連携IFシステムのウィルス対策ソフト等の最新のパターンファイルは、各システムとは分離されているPCから入手したものを外部記録媒体によって当該システムのサーバーにインストールする。各端末PCにはスケジュール設定によりサーバーから自動でパターンファイルが配信される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ(個人番号を含まない)を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。 事故発覚後、送付した全団体に対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。
再発防止策の内容		職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施するとともに、文書発出の際は、複数人による確認を徹底するよう周知している。 また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、隨時、必要に応じて本人確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間がすぎているものについて外部業者による裁断溶解処理等を行う。データか紙かを問わず保管を行い、保管期間の過ぎたバックアップも消去する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>①サーバ、端末機器(パソコン)、外部記憶媒体等の特定個人情報が保存されている記録媒体の廃棄は物理的破壊によることとし、保管転換又はリース返却等を行う場合においても、職員立ち会いのもと記憶装置の物理的破壊を行うこととしている。</p> <p>②廃棄、保管転換又はリース返却時の対応を実施した場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p> <p>③廃棄を業者に委託する場合は、職員立ち会いのもと記憶装置(媒体)の物理的破壊を行う。</p> <p>④ICカードが不要となった場合は、認証システムからカード情報を削除するとともにICカードを物理的に破壊し、廃棄記録簿に記載する。</p>			

IV その他のリスク対策 *

1. 監査				
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的なチェック方法	<p><北海道における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書及びガイドラインを反映した事務規程等を作成し、事務規程等の運用ができているか、定期的に担当部署内でチェックを実施する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <p><eLTAXIにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 			
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<p><北海道における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を取り扱う部署に対し、以下の観点で本庁税務課による内部監査を年1回実施。 ・事務規程等の遵守と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定の遵守状況 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置の状況 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育の実施状況 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置状況 ②監査の結果を踏まえ、体制や規程を改善していく。 ③委託業者に対して、契約期間中に、個人情報の適正管理等に関する調査を実施している。 ・調査内容は、北海道職員の監査に準じた内容とする。 ・調査の結果、契約内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償を請求する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><eLTAXIにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営する地方税共同機構が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けています。 			
3. その他のリスク対策				
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 				

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 TEL011-204-5038
②請求方法	・指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：開示の方法を「写しの交付」を選択した場合は複写費用がかかる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	軽油引取税電算処理事務、軽油引取税流通情報管理事務、軽油引取税特別徴収義務者交付金に関する事務、軽油引取税課税事務、免税軽油電算処理事務、免税証交付事務、自動車取得税電算処理事務、自動車税電算処理事務、自動車税種別割電算処理事務、自動車税環境性能割電算処理事務、道たばこ税電算処理事務、道たばこ税流通情報管理事務、道たばこ税課税事務、個人事業税電算処理事務、個人事業税課税事務、法人二税電算処理事務、不動産取得税電算処理事務、不動産取得税課税事務、ゴルフ場利用税電算処理事務、ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金に関する事務、ゴルフ場利用税課税事務、鉱区税電算処理事務、狩猟税課税事務、循環資源利用促進税電算処理事務、循環資源利用促進税特別徴収義務者交付金に関する事務、循環資源利用促進税課税事務、道税の収納管理事務、道税収納管理電算処理事務、租税条約に基づく道民税利子割還付電算処理事務、道税の課税免除・不均一課税に関する事務、地方消費税に関する臨時の税務書類の作成等の許可事務、税理士の登録拒否事由の確認に関する事務、全道中学生の税をテーマとしたポスター募集業務、道民の知事表彰事務、道民の総合振興局長等表彰事務、納税貯蓄組合に関する事務、道税の徴収及び滞納処分事務
公表場所	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 TEL011-204-5038 各総合振興局等行政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	北海道総務部財政局税務課管理係 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁5階 011-231-4111内線22-461
②対応方法	・問い合わせ受付簿に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、速やかに関係先等に事実確認等の措置を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月7日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	北海道総務部財政局税務課、総務部行政局文書課行政情報センター、各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナーでの閲覧、配布及び北海道のホームページに掲載し、郵送、FAX、Eメール等により意見を募集した。
②実施日・期間	令和2年6月1日 ~ 令和2年6月30日
③期間を短縮する特段の理由	道民意見提出手続に関する要綱により、1ヶ月間実施した。
④主な意見の内容	<p>主な意見の内容は次のとおり。</p> <p>○本システムの利用による、セキュリティリスクを上回るメリットがあるか疑問であり、今後多くの情報が紐付けられることにより流出リスクがさらに高まる。</p> <p>○本システムの維持、バージョンアップに多大な経費がかかる上、業務委託しなければ成り立たないシステムである。</p> <p>○昨年度1年間に、地方公共団体14件で計170万人以上の個人番号を取り扱う事務に係る不正な再委託事案が確認されている他、多くの特定個人情報の漏えい事案等が発生している。</p> <p>○本システムにおける特定個人情報の保管・消去に係る記載からは、データ消去・廃棄をどのように行っているのか不明確であり、委託による機器の廃棄の際に職員の立ち会いがあるのかも不明である。</p> <p>○昨年度他県において委託先従業員による大量のHDD窃盗事件が発生したところであるが、他の自治体でも発生しうることであり、積極的な情報公開も必要である。道においては委託業者に対して損害賠償請求可能としているようであるが、人為ミスは常に想定されるし、いったん漏えいされた情報は取り戻すことは不可能であるし、責任の所在も不明である。</p> <p>○政府方針に追従し、道民の安全・プライバシー保護を蔑ろにすることのないよう、特定個人情報の迅速な利用拡大は現に慎むべきである。</p>
⑤評価書への反映	<p>本システムにおける特定個人情報の消去・廃棄の方法の記載に対する意見及び他県における情報流出事案に係る意見を受け、</p> <p>「7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策」及び</p> <p>「特定個人情報保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」</p> <p>の記載について、道税総合情報処理システムにおいて特定個人情報を保有する機器の廃棄、保管転換又はリース返却を行う場合は、物理的方法により破壊する旨明記した。</p> <p>また、業者に廃棄を委託する場合は職員が物理的破壊の立ち会いを行う旨明記した。</p>
3. 第三者点検	
①実施日	(部会審議) 令和2年8月4日 (全体会審議) 令和2年9月4日
②方法	北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施した。
③結果	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の視点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能	6.保有する既存業務システムの管理番号を情報連携IFシステムに通知する機能。	6.保有する既存業務システムの管理番号を通知する機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成28年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム①システムの名称	情報連携IFシステム	道税情報連携IFシステム	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成28年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能	・府内の既存業務システムに対し、北海道庁宛名連携サーバーから入手した宛名番号又は管理番号を用いて、中間サーバ又は府内の既存業務システムに対し、対応する特定個人情報を照会し、それを受領する機能。	・北海道庁宛名連携サーバーから入手した宛名番号又は管理番号を用いて、中間サーバ又は府内の既存業務システムに対し、対応する特定個人情報を照会し、それを受領する機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成28年4月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム③他のシステムとの接続	【〇】その他(身体障害者手帳発行システム、精神障害者業務支援システム、生活保護電算処理システム)	【〇】その他(身体障害者手帳発行システム、精神障害者業務支援システム、生活保護電算処理システム、中間サーバ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成28年4月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 竹内 弘一	税務課長 宇部 敬吾	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成28年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥委託先名	株式会社 HBA(平成26年度)	株式会社 HBA(平成28年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成28年4月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		③H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報が記載された文書と約160人分の個人情報が保存されたUSBメモリーを紛失した。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
平成28年4月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		③個人情報の適正管理について研修を行い、再発防止に取り組むこととした。 また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
平成28年4月28日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		道税の徴収及び滞納処分事務	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
平成28年4月28日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	道税徴収管理事務電算処理業務	(削除)	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成29年5月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	(前略)「北海道情報セキュリティ基本方針」、「北海道情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ対策ガイドライン」の遵守を徹底している。(後略)	(前略)「北海道情報セキュリティ基本方針」及び「北海道情報セキュリティ対策基準」の遵守を徹底している。(後略)	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成29年5月25日	I 基本情報 4特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・身体障がい者等に係る自動車税課税免除申請時における重複申請を把握することができる。	・身体障がい者等に係る自動車税減免申請時における重複申請を把握することができる。	事後	重要な変更に当たらない
平成29年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥委託先名	株式会社 HBA(平成28年度)	株式会社 HBA(平成29年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年5月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		③H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
平成29年5月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		③事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 「個人情報送付時におけるチェックリストを作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
平成29年5月25日	V 開示請求、問合せ 1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	011-231-4111内線22-470	011-231-4111内線22-463	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成29年5月25日	V 開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ①連絡先	011-231-4111内線22-470	011-231-4111内線22-463	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能	・所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード等の機能がある。	・所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能がある。	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成30年5月9日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宇部 敬吾	税務課長 斎藤 正彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年5月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年4月	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成30年5月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥委託先名	株式会社 HBA(平成29年度)	株式会社 HBA(平成30年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成30年5月9日	V 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	011-231-4111内線22-463	011-231-4111内線22-461	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
平成30年5月9日	V 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ①連絡先	011-231-4111内線22-463	011-231-4111内線22-461	事後	重要な変更に当たらない(誤字修正)
令和1年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果を北海道ホームページにおいて公表している。	委託先が決定した際には契約結果を北海道ホームページにおいて公表している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和1年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項①⑥委託先名	株式会社 HBA(平成30年度)	株式会社 HBA(令和元年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和1年5月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①H27.3.9に道本府舎執務室内の業務用パソコンに接続していた外付けハードディスク1台が紛失したことが判明した。当該ハードディスクには、個別事例案件や所管課が主催する研修会の受講者名簿等の個人情報が約1万人分含まれていた。 ②H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報が記載された文書と約160人分の個人情報が保存されたUSBメモリーを紛失した。 ③H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和1年5月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①府内各課に対し、注意喚起と次に掲げる再発防止策を講じよう、文書通知を行った。 ・外付けハードディスクなど外部記録媒体の数量・配置箇所を的確に把握し、施錠管理を徹底すること。 ・外部記録媒体の機能に応じパスワードの設定等を行うこと。 ・閉庁日や勤務時間外において、執務室等を無人とする場合は、短時間であっても必ず施錠する。 ・職員以外の者が執務室等に入室するにあたっては、目的や用務を確認する。 ②個人情報の適正管理について研修を行い、再発防止に取り組むこととした。 また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。 ③事故を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリスト」を作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	事故を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリスト」を作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和1年5月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報ファイル簿の公表場所	北海道総務部財政局税務課 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁5階 011-231-4111内線22-461 各総合振興局等税務所管轄	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 TEL011-204-5038 各総合振興局等行政情報コーナー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	地方税及び地方法人特別税に関する事務	地方税及び特別法人事業税に関する事務	事後	重要な変更に当たらない(税制改正によるもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	I 基本情報、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1②システムの機能	北海道税の賦課徵収に関する電算処理 ・道税あて名システム：納税者のあて名情報の管理業務を行う。 ・各課税システム：法人二税、道民税利子割、個人事業税、不動産取得税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車二税、鉛区税、軽油引取税、免税軽油、道民税配当割、道民税株式割、循環資源利用促進税の課税業務を行う。 ・徴収・微収管理システム：収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務を行う。 ・共通システム：道税あて名システム、各課税システム、徴収・微収管理システムに共通するコードやメッセージの管理業務を行う。 ・滞納管理システム：催告、財産調査、滞納処分、納税相談等の滞納管理業務を行う。 ・徴収嘱託システム：市町村税の滞納管理業務を行う。	北海道税の賦課徵収に関する電算処理 ・道税あて名システム：納税者のあて名情報の管理業務を行う。 ・各課税システム：法人二税、道民税利子割、個人事業税、不動産取得税、道たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉛区税、軽油引取税、免税軽油、道民税配当割、道民税株式割、循環資源利用促進税の課税業務を行う。 ・徴収・微収管理システム：収納、還付、充当、納税証明等の収納管理業務を行う。 ・共通システム：道税あて名システム、各課税システム、徴収・微収管理システムに共通するコードやメッセージの管理業務を行う。 ・滞納管理システム：催告、財産調査、滞納処分、納税相談等の滞納管理業務を行う。 ・徴収嘱託システム：市町村税の滞納管理業務を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報、4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由① 事務実施上の必要性	○道税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため ・障害者関係情報、生活保護関係情報により道税の減免事務等を効率化するため	○道税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため ・障害者関係情報、生活保護関係情報、道府県民税課税情報により道税の減免事務等を効率化するため	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報、4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由② 実現が期待されるメリット	○道税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により、道税の減免等を受ける際に障害者手帳の提示の必要がなくなり、納税者の利便性が向上する。 ○特定個人情報ファイルを利用することにより ・身体障がい者等に係る自動車税減免申請時における重複申請を把握することができる。 ・個人事業税減免時における生活保護受給情報を速やかに把握することができる。 等、公平・公正な課税事務、納税者の利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、道税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示が必要なくなり、納税者の利便性が向上する。	○道税の公平・公正な課税、納税者の利便性向上 ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上により、公平・公正な課税につながる。 ・情報連携により、番号法令により定められた事務手続の際に添付書類を省略できる等、納税者の負担の軽減が図られる。 ○特定個人情報ファイルを利用することにより ・個人事業税の減免事務において身体障害者情報及び生活保護受給情報の把握が可能となる。 ・狩猟税登録申請時において、個人番号の届け出を受けた場合に、個人道民税に関する証明書の提出が不要となる。 等、公平・公正な課税事務、納税者の利便性が向上する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報、5. 個人番号の利用、法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び89の項	番号法第9条第1項、第2項及び第5項 別表第一の16の項及び99の項	事後	重要な変更に当たらない(税制改正によるもの)
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)記録項目8(2)		令和元年10月1日自動車税制度改正に伴う道税総合情報処理システムデータベースファイル記録項目に係る記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)記録項目9	令和元年10月1日以前の道税総合情報処理システムデータベースファイル記録項目について記載	令和元年10月1日自動車税制度改正後の道税総合情報処理システムデータベースファイル記録項目について記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	V 開示請求、問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報ファイル簿の公表、個人情報ファイル名	令和元年10月1日以前の個人情報取扱事務登録簿について記載	令和元年10月1日自動車税制度改正後の個人情報取扱事務登録簿について記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るために、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ボーランセタに受け付けられ、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に転送される。 ・所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能がある。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るために、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月以降は地方税共同機構によって運用されている。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ボーランセタに受け付けられ、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に転送される。 ・所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	I 基本情報(別添1)事務の内容(備考)	①d地方税電子化協議会	①d地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1(6)委託先名	株式会社 HBA(令和元年度)	株式会社 HBA(令和2年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和2年6月17日	Ⅲ特定期報ファイル取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	Ⅲ特定期報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。		事後	重要な変更に当たらない(時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリスト」を作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。		事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 開示請求・問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 開示請求・問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報ファイル簿の公表	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 開示請求・問合せ2. 特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問合せ	北海道総務部財政局税務課管理電算グループ	北海道総務部財政局税務課管理係	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	IV その他のリスク対策1. 監査②監査-具体的な内容	<eLTAXにおける措置> ・運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	<eLTAXにおける措置> ・運営する地方税共同機構が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	IV その他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<北海道における措置> ①職員に対しては、定期的に特定個人情報保護に関する職場内研修を実施する。なお、eLTAXに関しては、情報システム担当者等を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	<北海道における措置> ①職員に対しては、定期的に特定個人情報保護に関する職場内研修を実施する。なお、eLTAXに関しては、情報システム担当者等を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	事後	重要な変更に当たらない(時点修正)
令和2年9月14日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るために、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月以降は地方税共同機構によって運用されている。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受け付けられ、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に転送される。 ・所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能がある。	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るために、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月以降は地方税共同機構によって運用されている。 ・当該システムを使用することで、道は法人から電子の申告を受信したり国税庁とのデータ連携(国税連携)を行うことが可能となるが、このうち国税連携機能においては、国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタに受け付けられ、総合行政ネットワーク(LGWN)を通じて、eLTAXサーバーに転送される仕様となっている。 ・このほか所得税確定申告書等に係るデータを、国税庁から受領する機能のほか、受領したデータの管理、検索、帳簿表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等の機能が実装されている。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	(別添1)事務の内容	平成27年10月19日時点(初回公表時)における事務フロー図	令和2年10月現在における事務フロー図 ※システム構成に変更なし	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・府内連携による入手は、管理番号、カナ氏名及び生年月日の照合により対象者以外の照会を拒否するようシステムで制御する。	・府内連携による入手は、個人番号、カナ氏名及び生年月日の照合により対象者以外の照会を拒否するようシステムで制御されている。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークを使用した特定の個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	令和2年度における再評価による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<道における措置> ④磁気ディスク等を廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。	<道における措置> ④磁気ディスク等を廃棄するときは、職員による物理的破壊を行うか、廃棄を委託する場合は、庁舎内において専用ソフトによるデータ消去を行った上で、委託業者に機器を引き渡し、職員立ち会いの上で物理的破壊を行う。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理・有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理・有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込むことがないよう、警備員などにより確認している。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①サーバ、端末機器(パソコン)、外部記憶媒体等の特定個人情報が保存されている記録媒体の廃棄、保管転換又はリース返却等を行う場合は、記録媒体内の情報の復元が不可能な状態にしてから行うこととしている。 ②廃棄、保管転換又はリース返却時の対応を実施した場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ③情報の復元が不可能な状態にする方法は、データ消去を行うための専用ソフトの使用、記録媒体の物理的な破壊又は専用ソフトによる電気的・磁気的な塗りつぶしによる消去等とする。 ④廃棄を業者に委託する場合は、記憶装置(媒体)の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 ⑤ICカードが不要となった場合は、認証システムからカード情報を削除するとともにICカードを物理的に破壊し、廃棄記録簿に記載する。	①サーバ、端末機器(パソコン)、外部記憶媒体等の特定個人情報が保存されている記録媒体の廃棄は物理的破壊によることとし、保管転換又はリース返却等を行なう場合においても、職員立ち会いのもと記憶装置の物理的破壊を行なうこととしている。 ②廃棄、保管転換又はリース返却時の対応を実施した場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ③廃棄を業者に委託する場合は、職員立ち会いのもと記憶装置(媒体)の物理的破壊を行なう。 ④ICカードが不要となった場合は、認証システムからカード情報を削除するとともにICカードを物理的に破壊し、廃棄記録簿に記載する。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	IVその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法-情報の統計分析	納税者の地方税情報、障害者関係情報又は生保保護関係情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行なうが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・地方税法等に基づき提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。 ・賦課徴収に係る調査等において、誤りが判明した場合には正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税庁、府内他部署等の他の機関から入手する場合の正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。	・地方税法等に基づき提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。 ・賦課徴収に係る調査等において、誤りが判明した場合には正を求めるなどの対応を行っている。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の発行・執行の管理-具体的な方法	①ユーザIDの発効管理 ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	・個人パスワードは、管理者が初期パスワードを付与し、その後、ユーザが任意のパスワードに変更する。パスワードの有効期限を30日とし、期限の過ぎたパスワードは自動的に失効する。 ・アクセス権を情報システム管理者が定期的に確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な方法	・個人パスワードは、管理者が初期パスワードを付与し、その後、ユーザが任意のパスワードに変更する。パスワードの有効期限を30日とし、期限の過ぎたパスワードは自動的に失効する。 ・アクセス権を情報システム管理者が定期的に確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	①ユーザIDの発効管理 ・部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	令和2年度における再評価による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月14日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	<道税総合情報処理システムにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。	<道税総合情報処理システムにおける措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理(ICカード認証及び顔認証による入退室制限の実施、1枚のICカードにより複数人の入退室があった場合、警報と自動ロックが作動、カメラにより24時間監視)を行っている区画に設置したサーバ内に保管。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和2年9月14日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用一リスト1-事務で使用する他のシステムにおける措置の内容	・端末PCのパスワードは8桁の英数字とし、月に1回、管理者によって変更する。	・端末PCのパスワードは8桁以上の大小英数字及び記号によるものとし、月に1回、管理者によって変更する。	事前	令和2年度における再評価による変更
令和3年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 HBA(令和2年度)	株式会社 HBA(令和3年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第14号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号及び第15号 別表第二の28の項	事前	R3.8.25提出(R3.9.1施行前)
令和4年5月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 HBA(令和3年度)	株式会社 HBA(令和4年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
令和4年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ(個人番号を含まない)を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。事故発覚後、送付した全団体に対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
令和4年5月16日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施するとともに、文書発出の際には、複数人による確認を徹底するよう周知している。 また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる。	事後	重要な変更に当たらない(追加修正)
令和5年5月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 HBA(令和4年度)	株式会社 HBA(令和5年度)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない